

第 8 4 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 7 条 学童保育室の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認めた場合を除き、公募するものとする。

第 8 条を第 1 1 条とし、第 7 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者の指定）

第 8 条 前条第 1 項の規定により指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（指定管理者の業務の範囲）

第 9 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

（ 1 ） 学童保育事業の実施に係る業務（区長の権限に属するものを除く。）

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が学童保育室の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第 1 0 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び学童保育室の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、学童保育室を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、学童保育室の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

別表足立区立西部児童館学童保育室の項を削り、同表に次のように加える。

足立区立鹿浜西学童保育室	東京都足立区鹿浜二丁目 2 4 番 1 号
--------------	-----------------------

付 則

この条例は、平成 1 7 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条を第 1 1 条とし、第 7 条の次に 3 条を加える改正規定(第 9 条及び第 1 0 条に係る部分に限る。)は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

学童保育室の管理を指定管理者に行わせることとするほか、西部児童館学童保育室を廃止し、鹿浜西学童保育室を設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。